

保存版

令和3年4月発行

事業者の皆様へ

事業系ごみ ガイドブック

1	事業系ごみとは	P.2
2	ごみの減量・リサイクル	P.3
3	ごみ減量の進め方	P.4
4	ごみ処理の流れ	P.4
5	事業系ごみの適正な処理	P.5
6	事業系ごみの分別表	P.6・7
7	よくある質問(Q&A)	P.8

「廃棄物の処理及び
清掃に関する法律」に
基づき適正に処理
しましょう

 湖西市



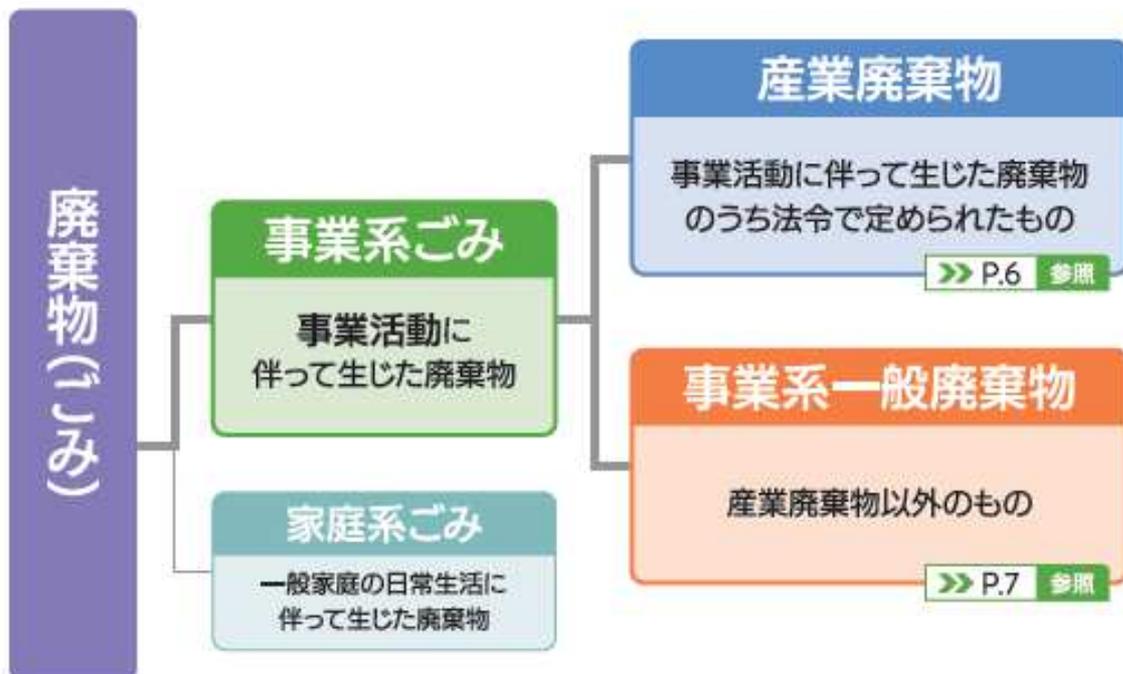
1 事業系ごみとは

廃棄物(ごみ)は、家庭から出たものと事業所から出たもので区別されます。事業活動に伴って生じた廃棄物を「事業系ごみ」といい、処理の方法が法律などで定められています。

このガイドブックを参考に、廃棄物の適正な処理を行うとともに、資源化・減量化に取り組みましょう。

事業活動とは?

事務所(個人営業を含む)・商店・飲食店・農業・工場など営利を目的とする活動だけでなく、病院・学校・官公庁・社会福祉施設など、公共サービスの活動も含まれます。



事業者の責務

事業活動に伴って生じた廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」で、**事業者自らの責任において適正に処理**しなければならないと定められています。

また、「湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(第4条)」で、事業系ごみの**減量化**及び**再生資源化**に努めることとされています。

2 ごみの減量・リサイクル

近年、湖西市の事業系ごみ排出量は横ばいとなっています。限りある資源を有効に活用し、一層ごみ減量、資源化に向けた取り組みを行うことが必要です。

》》 ごみの減量化はメリットがたくさん!

<p>POINT 1 コスト削減や収入確保</p> <p>ごみ減量による処理費削減、分別の徹底による資源物の売却により、コスト削減が図られます。</p> 	<p>POINT 2 企業のイメージアップ</p> <p>地球温暖化等、環境問題への関心が高まり、リサイクルの推進やごみ減量を積極的に行うことで、企業のイメージアップにつながります。</p> 
<p>POINT 3 従業員の意識改革</p> <p>ごみを出さない職場、製品づくりを目指すことは、組織や製造工程の合理化の見直しのきっかけにもなります。</p> 	<p>POINT 4 地球環境保全</p> <p>事業者のみなさんによるごみ減量の取り組みにより、省エネルギー、資源の保全、汚染物質の削減等、次の世代へ良い環境を残すことができます。</p> 

》》 6Rでごみを減らそう

<p>Reduce 減らす</p> <p>ごみを減らす一番大切な方法は、ごみを出さないこと。</p>	<p>Reuse 繰り返し使う</p> <p>ごみとして捨ててしまう前に、何かに使えないかを考えてみましょう。</p>	<p>Recycle 再利用する</p> <p>事業所から出るごみの中に資源物は混ざっていませんか?</p>
<p>Recover 清掃活動への参加</p> <p>自分だけでなく、周りの人にも清掃活動への参加を呼び掛けてみましょう。</p>	<p>Return 持ち帰る</p> <p>外出時のごみは持ち帰りましょう。</p>	<p>Refuse 断る</p> <p>レジ袋や紙コップではなく、マイバッグやマイボトルなどを利用しましょう。</p>

取り組みやすい「紙ごみ減量」のポイント

- 不要紙の裏面を再利用しましょう。
 - 使用済み封筒を社内用封筒として再利用しましょう。
 - 電子データを利用し、ペーパーレス化を推進しましょう。
 - コピー紙、新聞紙、雑誌、雑がみ(封筒・カレンダー・包装紙・商品の外箱等)、段ボール等は資源です。
 - 種類ごとに分別することにより、有価物として売却できる場合があります。
- 

3 ごみ減量の進め方

➤➤ 廃棄物の管理担当者を決めましょう

廃棄物量の把握や分別の徹底、保管場所の管理をするために、廃棄物の管理担当者を決めましょう。

➤➤ 廃棄物の種類、量を把握しましょう

どのような廃棄物がどのくらい発生しているか、種類や量を把握しましょう。

➤➤ 廃棄物の分別を徹底する

事業系一般廃棄物と産業廃棄物は、必ず別々の保管場所を設置し、混入しないようにしましょう。
処理方法に合わせて分別を行い、適正に処理しましょう。

➤➤ P.6・7 事業系ごみの分別表 参照

➤➤ 廃棄物の保管場所の確保と排出時のルール

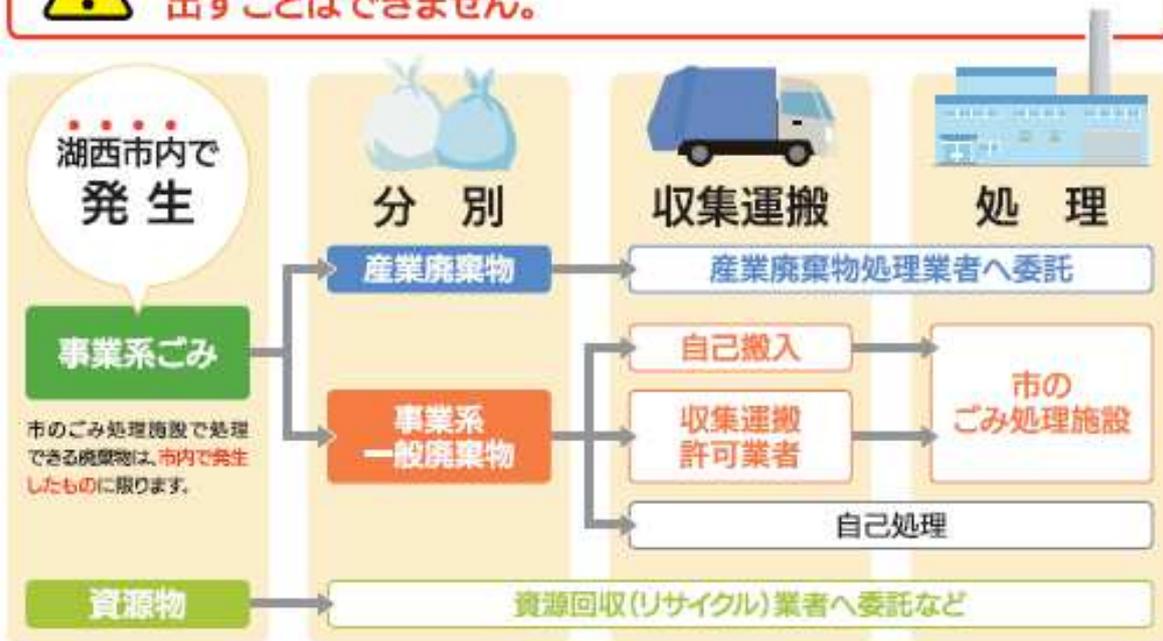
敷地内に廃棄物の保管場所を確保し、排出されるまでは次の事に注意しましょう。

- ① 保管時や排出時は、廃棄物の飛散や流出、悪臭が発生しないようにしましょう。
- ② 保管場所は火の気のない安全な場所にしましょう。
- ③ 排出時には、騒音などにより周辺の住民に迷惑をかけないようにしましょう。

4 ごみ処理の流れ



事業系ごみは、地域のごみステーションや資源物回収拠点に出すことはできません。



5 事業系ごみの適正な処理

産業廃棄物

静岡県の許可を受けた業者に処理を委託してください。

静岡県産業廃棄物協会

検索

事業系一般廃棄物

① 湖西市の処理施設へ自己搬入する場合

搬入場所 〒431-0441 湖西市吉美3294-47

湖西市環境センター

●受付時間…月～金 9:00～16:30
※ゴールデンウィーク、年末年始は除く

処理手数料

1回 100 kgまで
1,200円

100 kgを超える分は

10kgごとに120円を加算



剪定枝・竹・草のみ

搬入場所 〒431-0451 湖西市白須賀3985-1961

笠子廃棄物処分場

●受付時間…月～金 9:00～11:45、13:00～16:30
※祝日、ゴールデンウィーク、年末年始は除く

※初めて笠子廃棄物処分場に搬入する場合、事前に登録が必要です。
詳しくは湖西市環境センター(053-577-1280)へ
お問い合わせください。

② 業者に収集運搬を委託する場合

下記のいずれかの業者へ委託してください。

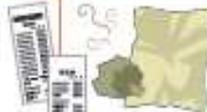
湖西市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

許可業者名	所在地	電話番号
浜名環境㈱	湖西市坊瀬255-2	053-573-1102
㈱ハイクリーン湖西	湖西市白須賀5218-5	053-579-1811
㈱丸重田中商店	湖西市鷺津2468-6	053-576-0096
㈱フクセイ田中	湖西市梅田295-6	053-577-1873
㈱山本実商店	湖西市新所83	053-578-1968
㈱伊藤商店	湖西市鷺津410-30	053-576-2323
㈱星山金属	湖西市吉美2950	053-576-0382
環境保全㈱	湖西市新居町中之郷1771	053-594-2323

6 事業系ごみの分別表

分別を徹底することで、ごみの減量やリサイクル、コスト削減につながります。次の表を参考に、分別の徹底をお願いします。 ※「指定業種」の事業者が排出するものに限りに、産業廃棄物となります。

品目	例	指定業種	処理方法
廃プラスチック類 	<ul style="list-style-type: none"> ●ビニール袋 ●発泡スチロール ●合成繊維くず(作業着など) ●タイヤ・農業用ビニール ●レインコート ●プラスチック容器 等 (※弁当がらを除く)	指定なし (あらゆる事業活動に伴うもの)	産業廃棄物 収集運搬 処分業者へ 委託 ※環境センター には持ち込み ません。
金属くず 	<ul style="list-style-type: none"> ●スプレー缶 ●一斗缶 ●乾電池 ●電化製品 ●刃物類 ●金属製の事務机やロッカー 等 	※事業活動に伴って生じた廃プラスチックは産業廃棄物に該当しますが、本市では従業員が食べた市販弁当のプラスチック容器等に限り、事業系一般廃棄物相当とみなして可燃ごみとして処分できます。	
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> ●ガラスのコップ ●茶碗 ●植木鉢 ●蛍光管 等 		
廃油 廃酸 廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> ●食用油、機械用油 ●油の付着した布(ウエス)や軍手 ●薬品類、塗料(液体) 等 		
木くず 	<ul style="list-style-type: none"> ●木材 ●パレット(梱包材含む) 	建設業 木材・木製品・家具等の製造業 ハルブ製造業 輸入木材卸売業 物品賃貸業 ※木製パレットは業種指定なし(業種にかかわらず産業廃棄物)	
繊維くず		建設業、繊維工業	
紙くず		建設業 紙・紙加工品の製造業 印刷・製本業	
動植物性残さ	●生ごみ 等	食料品・医薬品・香料製造業	
動物系固形不要物		と畜場 食鳥処理場	
家畜ふん尿・死体		畜産農業 (ペット飼育業を含む)	
上記のほか、産業廃棄物に該当するもの 燃え殻・汚泥・ゴムくず・鉱さい・がれき類・ばいじんのほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に掲げるもの			

品目	例	注意点等	処分方法
古紙	<ul style="list-style-type: none"> ●段ボール ●新聞 ●雑誌 ●紙パック ●コピー用紙・シュレッダー紙 ●その他の紙(包装紙・紙箱)等 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内にある資源物回収拠点(古紙・古布回収拠点等)に出すことはできません。 ●建設業、紙又は紙加工品の製造業、印刷物加工業に係る紙くずは、産業廃棄物 	環境センターへ自己搬入 または 許可業者へ委託 >> P.5 参照
古布	<ul style="list-style-type: none"> ●軍手 ●タオル ●衣類等 	<ul style="list-style-type: none"> ●建設業、繊維工業に係る繊維くずは産業廃棄物 ●業種にかかわらず、合成繊維(作業着など)は産業廃棄物 	
びん・缶・ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食用びん ●飲食用ペットボトル ●飲料水缶等 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動に伴って生じたものは産業廃棄物に該当しますが、ラベルとキャップをはずし中をすすいだものは、資源物として事業系一般廃棄物と同額の手数料で環境センターへ持ち込むことができます。 	
燃えるごみ 草木類・ 木くず	<ul style="list-style-type: none"> ●防水加工された紙 ●汚れや臭いのついた紙 ●感熱紙等 		
	生ごみ  <ul style="list-style-type: none"> ●食品の食べ残し ●食品の売れ残り ●調理残さ ●魚アラ等 	<ul style="list-style-type: none"> ●食品製造業等に係るものは産業廃棄物 ●生ごみたい肥化容器を使うなど、食品ロス削減に取り組みましょう。 ●食品リサイクル法に基づき、ごみの減量、リサイクルをしましょう。 	
	加工された木材 <ul style="list-style-type: none"> ●木製家具等 	<ul style="list-style-type: none"> ●建設業、木材または木製品製造業等に係るものは産業廃棄物 ●木製パレットは業種を問わず産業廃棄物 	
剪定枝 竹 草		<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ、土砂等が混入しないようにしてください。 ●樹木の根は持ち込めません。 ●多量の場合や太幹等がある場合は、環境センターまで事前にご連絡ください。 	



事業系ごみは、地域のごみステーションや資源物回収拠点に出すことはできません。

資源物は、分別を徹底することにより、有価物として売却できる場合があります。古紙などのリサイクルについて、詳しくは資源回収(リサイクル)業者へお問い合わせください。